

1 福井健康福祉センターの概要

1 管内の状況

福井健康福祉センター(以下「当センター」という。)の所管区域は、県都である福井市と吉田郡永平寺町の1市1町です。ただし、平成31年4月に、福井市の中核市移行に伴い福井市保健所が設置されたため、保健所業務の所管区域は吉田郡永平寺町の1町のみとなりました。

管内は嶺北地方の中央部に位置し、人口は県内で最も多くなっています。また、公的医療機関をはじめとする医療施設に恵まれた環境にあります。特に、福井市には業務管理機能が集積しており、技術・研究機能や文化・学習機能が集まり、本県の都市機能の中核を担っています。

管内の産業は、都市部で商工業やサービス業を中心とする第三次産業が盛んですが、郊外部では農林業も盛んです。また、日本海に面する沿岸部は越前加賀海岸国定公園に指定された風光明媚な地域であり、内陸部は大本山永平寺や一乗谷朝倉氏遺跡等名所旧跡に恵まれた土地柄です。

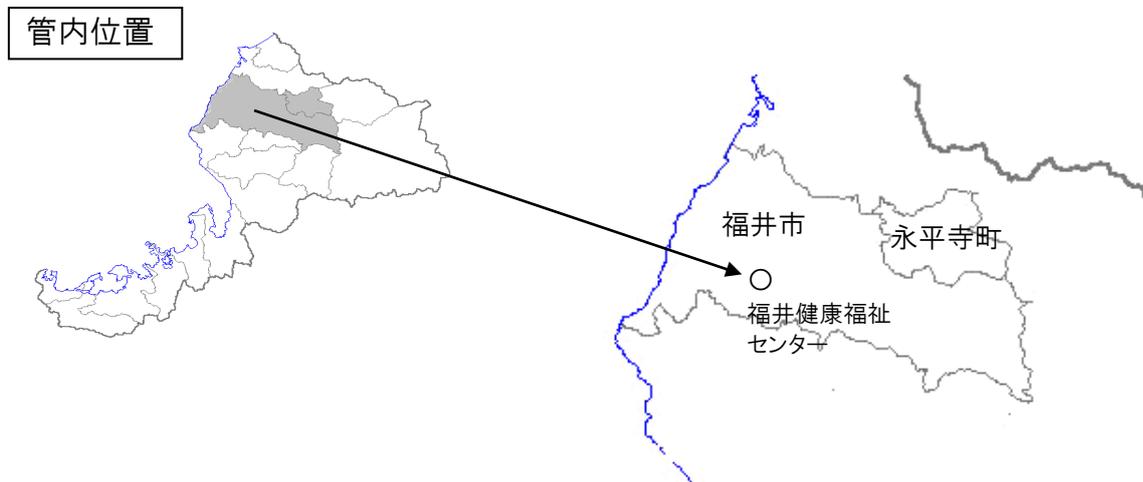


表1 管内の市町別面積・人口

(平成31年4月1日現在)

区分 市町別	面積 (km ²) a	世帯数 b	人口 (人)			人口密度 (人/km ²) c/a	世帯当 り人口 c/b
			総数 c	男	女		
福井市	536.41	103,097	262,400	127,359	135,041	489.2	2.5
永平寺町	94.43	7,351	19,201	9,301	9,900	203.3	2.6
管内	630.84	110,448	281,601	136,660	144,941	446.4	2.5
福井県	4190.52	286,993	769,548	373,751	395,797	183.6	2.7
全国	377,974.17	58,007,536	12,771万人	6,230万人	6,541万人	337.9	2.2

注 面積:「全国都道府県市区町村別面積調」(平成30年10月1日現在、国土地理院)

県内人口・世帯数:「県の人口と世帯(推計)」(福井県地域戦略部統計情報課)

全国世帯数:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(総務省自治行政局、平成30年1月1日現在)

表2 管内市町別人口動態実数および率

(平成29年)

種別 市町	人口 (10月1日現在)	出生数 (人口千対率)	死亡数 (人口千対率)	乳児 死亡数 (出生千対率)	新生児 死亡数 (出生千対率)	死産数			周産期 死亡数 (出産※2千対率)	婚姻数 (人口千対率)	離婚数 (人口千対率)
						総数 (出産※1千対率)	自然 (出産※1千対率)	人工 (出産※1千対率)			
福井県	767,343	5,856	9,347	11	5	107	59	48	17	3,381	1,083
		7.6	12.2	1.9	0.9	17.9	9.9	8.0	2.9	4.4	1.4
管内	280,694	2,308	3,143	3	3	51	25	26	10	1,319	434
		8.2	11.2	1.3	1.3	21.6	10.6	11.0	4.3	4.7	1.6
福井市	261,475	2,201	2,909	2	2	50	24	26	8	1,259	414
		8.4	11.1	0.9	0.9	22.2	10.7	11.6	3.6	4.8	1.6
永平寺町	19,219	107	234	1	1	1	1	0	2	60	20
		5.6	12.2	9.3	9.3	9.3	9.3	0.0	18.5	3.1	1.0

注 1)人口は平成29年10月1日現在の日本人人口 2)乳児:生後1年未満 3)新生児:生後4週(28日)未満
 4)出産※1:出生+死産 5)出産※2:出生+妊娠22週以後の死産
 6)福井県の諸率および人口は、厚生労働省「平成29年人口動態統計(確定数)の概況」から
 7)市町および管内の人口は、福井県政策情報統計課「福井県の推計人口」から
 8)市町および管内の諸率は、福井県地域福祉課「平成29年福井県人口動態統計」から

表3 管内死因別死亡数および率(人口10万対)

(平成29年)

市町別		全国	福井県	管内	福井市	永平寺町
人口	数	124,648,471	767,343	280,694	261,475	19,219
総死亡	数	1,340,397	9,347	3,143	2,909	234
	率	1075.3	1218.1	1119.7	1112.5	1217.5
悪性新生物	数	373,334	2,399	839	781	58
	率	299.5	312.6	298.9	298.7	301.8
心疾患	数	204,837	1534	516	469	47
	率	164.3	199.9	183.8	179.4	244.5
肺炎	数	96,841	764	239	211	28
	率	77.7	99.6	85.1	80.7	145.7
脳血管疾患	数	109,880	819	277	259	18
	率	88.2	106.7	98.7	99.1	93.7
老衰	数	101,396	669	171	162	9
	率	81.3	87.2	60.9	62.0	46.8
不慮の事故	数	40,329	372	121	114	7
	率	32.4	48.5	43.1	43.6	36.4
腎不全	数	25,134	200	72	69	3
	率	20.2	26.1	25.7	26.4	15.6
自殺	数	20,465	113	40	38	2
	率	16.4	14.7	14.3	14.5	10.4
大動脈瘤 及び解離	数	19,126	106	40	36	4
	率	15.3	13.8	14.3	13.8	20.8
肝疾患	数	17,018	102	37	36	1
	率	13.7	13.3	13.2	13.8	5.2
慢性閉塞性 肺疾患	数	18,523	119	27	26	1
	率	14.9	15.5	9.6	9.9	5.2
糖尿病	数	13,969	109	40	37	3
	率	11.2	14.2	14.3	14.2	15.6
その他	数	299,545	2041	724	671	53
	率	240.3	266.0	257.9	256.6	275.8

注1)市内および管内人口は「福井県の推計人口」から(いずれも平成29年10月1日現在の日本人人口)

注2)市町および管内の諸率はセンターにて算出した((死亡数/人口)*100,000)

表4 医療・薬事・保健・福祉施設総括表(全県)

(平成30年4月1日現在)

施設種別	経営主体区分		公共団体		社会福祉法人		その他の法人		その他		計		所管課
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	
生活保護	救護施設			1	140						1	140	地域福祉課
	医療保護施設										1	-	
地域福祉	地域福祉センター				3						3	-	
老人福祉	養護老人ホーム	1	100	8	440						9	540	
	軽費老人ホーム(A型)			2	100						2	100	
	軽費老人ホーム(ケアハウス)			16	809	2	50				18	859	
	有料老人ホーム			4	117	18	736				22	853	
	サービス付き高齢者向け住宅	1	12	17	715	32	747	1	26		51	1,500	
	老人福祉センター	4	475	8	1,169						12	1,644	
	介護実習・普及センター			2							2	-	
	地域包括支援センター	15		14		9					38	-	
	生活支援ハウス	1	10	6	67						7	77	
老人憩いの家	2				2					4	-		
介護保険	指定介護老人福祉施設			70	4,468						70	4,468	長寿福祉課
	介護老人保健施設	3	180	6	607	27	2,317				36	3,104	
	指定介護療養型医療施設					14	276				14	276	
	指定訪問介護事業所			39		132					171	-	
	指定訪問看護ステーション			11		70					81	-	
	指定通所介護事業所			82	2,798	103	3,528				185	6,326	
	地域密着型通所介護			26	390	61	744				87	1,134	
	指定通所リハビリテーション事業所	6		6		56		5			73	-	
	指定短期入所生活介護事業所			102	1,098	11	243				113	1,341	
	指定認知症対応型通所介護事業所			27	340	34	358				61	698	
	指定小規模多機能型居宅介護事業所			32	716	53	1,341				85	2,057	
	指定夜間対応型訪問介護事業所					1					1	-	
	指定期巡回随時対応訪問介護看護事業所			6		6					12	-	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			3	83	10	247				13	330	
	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所			39	513	51	713				90	1,226	
指定地域密着型介護老人福祉施設			36	884						36	884		
指定特定施設入居者生活介護事業所、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所			24	677	10	224				34	901		
身体障がい者福祉	視覚障がい者情報提供施設			1							1	-	障害福祉課
	身体障がい者福祉センター			1							1	-	
障がい福祉サービス	指定居宅介護事業所			27		79					106	-	障害福祉課
	指定短期入所事業所	2		45	96	9	17				56	113	
	指定療養介護事業所					2	210				2	210	
	指定生活介護事業所	1	(15)	30	(569)	17	(176)				48	(760)	
	指定自立訓練事業所			10	49	4	20				14	69	
					(74)		(38)					(112)	
	指定就労移行支援事業所			35	(316)	5	(48)				40	(364)	
	指定就労継続支援A型事業所			17	(380)	50	(995)				67	(1,375)	
	指定就労継続支援B型事業所			50	(1,211)	25	(452)				75	(1,663)	
	指定共同生活援助事業所			101	804	12	89				113	893	
指定障がい者支援施設			28	1,743						28	1,743		
指定一般相談支援事業所			22		4					26	-		
児童福祉	児童一時保護所	2	31								2	31	子ども家庭課
	助産施設	2	9	1	1	2	21				5	31	
	乳児院			2	32						2	32	
	児童自立支援施設	1	45								1	45	
	児童養護施設			5	205						5	205	障害福祉課
	児童家庭支援センター			4							4	-	
	児童発達支援センター	2	(50)	2	(30)	2	(25)				6	(105)	
	指定児童発達支援事業所	1	(15)	2	(20)	17	(160)				20	(195)	
	指定放課後等デイサービス事業所	2	(20)	12	(138)	47	(500)				61	(658)	
	指定保育所等訪問支援事業所	1		2		10					13	-	
	福祉型障がい児入所施設			2	35						2	35	
	医療型障がい児入所施設	1	50			2	210				3	260	
	母子生活支援施設			1	20世帯						1	20世帯	
	児童厚生施設	54		50							104	-	
保育所	102	8,699	77	8,095	2	166				181	16,960		
認定こども園	19	2,372	71	8,699	13	2,398				103	13,469		
母子福祉施設			1							1	-	子ども家庭課	
一時保護所(女性)	1	10								1	10		
婦人福祉	婦人保護施設	1	15								1	15	
その他	低額診療施設			1		7					8	-	地域福祉課
	隣保館	5									5	-	
	ふくい健康の森					4					4	-	
計		230	12,008 (100)	1,191	35,890 (2,594) 20世帯	1,015	14,655 (2,394)	6	26	2,442	62,579 (5,088) 20世帯		

(注) ・上表の経営主体区分中「公共団体」は国・県・市町村直営、「社会福祉法人」は社会福祉法人設置経営のほか公立民営を含み、「その他の法人」は社団法人・財団法人・宗教法人・医療法人・株式会社・有限会社等、「その他」は私人である。

・()は通所

・介護老人保健施設の定員数には、短期入所療養介護(ショートステイ)を含む。

2 沿 革

高志福祉事務所

- 昭和 26 年 10 月 高志地方事務所が発足(厚生係)
- 昭和 31 年 2 月 高志事務所・福祉課と改称
- 昭和 37 年 4 月 高志福祉事務所独立。民生課、保護課の 2 課制となる。
- 昭和 52 年 4 月 家庭児童相談室の新設
- 平成 9 年 4 月 松本合同庁舎から福井保健所庁舎内に事務所移転。
民生課を地域福祉課に改称

福井保健所

- 大正 12 年 2 月 福井市毛矢町に木田簡易健康保健相談所を開設
- 昭和 19 年 10 月 旧保健所法(昭和 12 年法律第 42 号)に基づき、福井市毛矢町に福井保健所として発足
- 昭和 20 年 7 月 戦災により焼失、福井市内の仮庁舎(福井市役所・済生会病院など)で執務
- 昭和 22 年 9 月 保健所法の制定(昭和 22 年 9 月 5 日法律第 101 号)
- 昭和 24 年 3 月 福井市松陰町に木造庁舎を建設。A 級保健所に昇格し、4 課制(総務課・衛生課・保健予防課・普及課)となる。
- 昭和 25 年 森田保健所を統合
- 昭和 38 年 3 月 丹生郡殿下村が福井市編入により福井保健所の所管となる。
- 昭和 38 年 9 月 福井市西木田 1 丁目に新築移転
- 昭和 42 年 5 月 坂井郡川西町の福井市編入により、金津保健所川西支所を統合
- 昭和 43 年 11 月 川西支所を廃止
- 昭和 46 年 6 月 検査課を新設
- 昭和 53 年 4 月 と畜検査事務を食肉衛生検査所(新設)へ移管
- 昭和 55 年 4 月 衛生課を廃止し、食品衛生課・環境衛生課を新設、6 課制(総務課・食品衛生課・環境衛生課・検査課・保健予防課・普及課)となる。
- 平成 5 年 10 月 福井市西木田 2 丁目に新築移転
- 平成 6 年 7 月 保健所法から地域保健法に改正
- 平成 9 年 4 月 地域保健法の全面(完全)施行。課の名称変更(総務課・食品衛生課・環境衛生課・衛生検査課・健康増進課・保健指導課)
- 平成 10 年 4 月 福祉保健推進室を新設

福井健康福祉センターとして統合

平成 12 年 4 月 高志福祉事務所と福井保健所が統合し、福井健康福祉センターとなる。

〔 <6課1室> 地域支援室
福祉保健部・・・福祉課・健康増進課・保健指導課
環境衛生部・・・生活衛生課・環境廃棄物対策課・衛生検査課 〕

平成 18 年 4 月 丹生郡旧越廼村、旧清水町が福井健康福祉センターの所管となる(同年 2 月足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町が福井市に編入合併。同月吉田郡松岡町、永平寺町、上志比村が合併し「永平寺町」となる)。

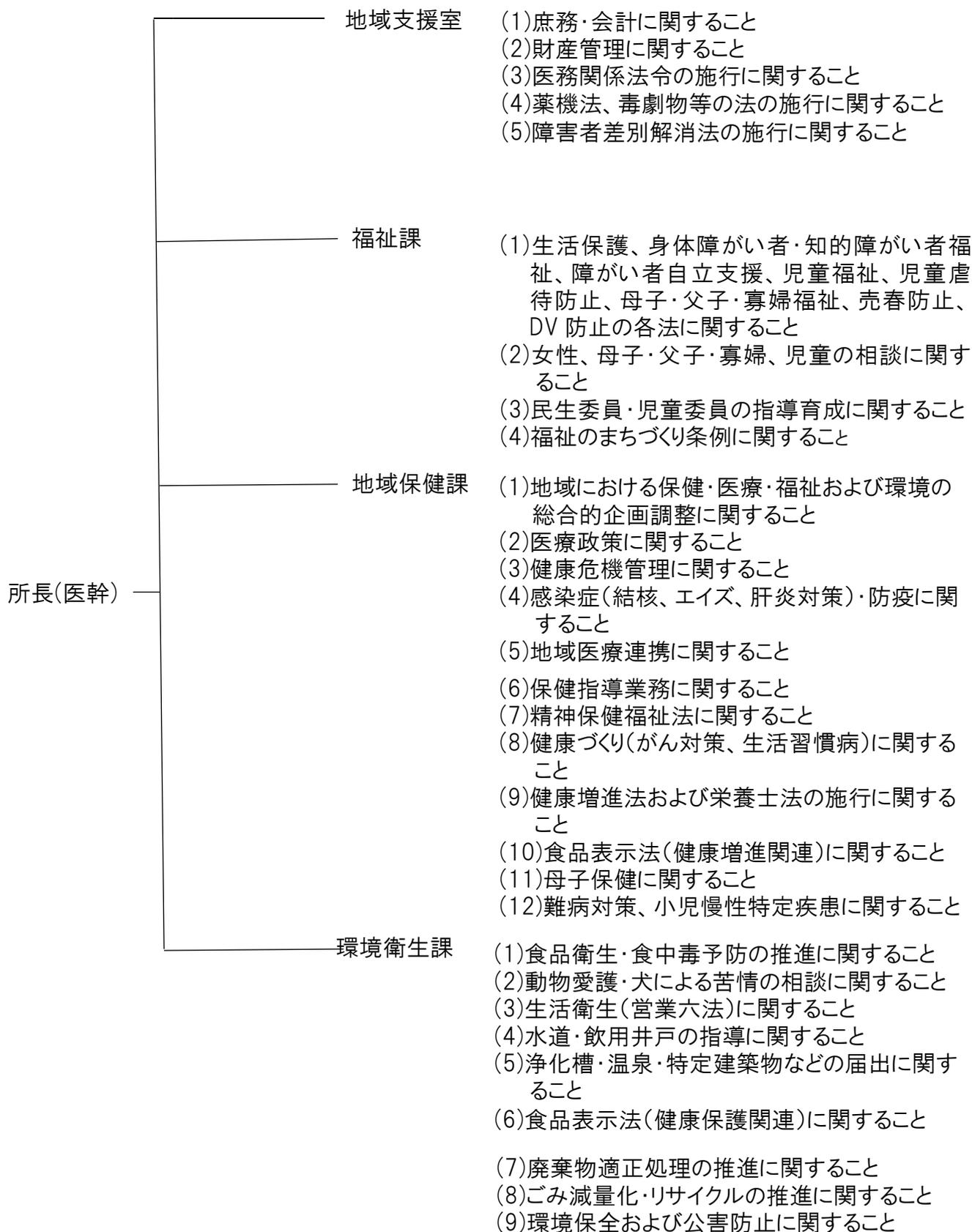
平成 22 年 4 月 保健指導課を廃止し、地域保健課を新設

平成 24 年 4 月 医療監査室を新設、検査事務を衛生環境研究センターへ移管し、衛生検査課を廃止。5課2室(地域支援室・医療監査室・福祉課・地域保健課・健康増進課・生活衛生課・環境廃棄物対策課)となる。

平成 31 年 4 月 福井市保健所設置に伴い部制を廃止。医療監査室を丹南健康福祉センターに移管し、3課1室(地域支援室・福祉課・地域保健課・環境衛生課)となる。

3 組 織

(令和元年6月1日現在)



4 課・室別職種別職員配置表

(令和元年6月1日現在)

課室 種別	地域 支援 室	福 祉 課	地 域 保 健 課	環 境 衛 生 課	合 計
事務吏員	3	3		1	7
医師	1 (所長・医幹)				1
獣医師				1	1
薬剤師	1			2	3
保健師			6		6
診療放射線技師			(兼1)		
歯科衛生士					
化学				1	1
栄養士			1		1
社会福祉士					
非常勤医師		(兼1)	1		1
相談員		2			2
団体職員				2	2
合計	5	5	8	7	25

5 福井健康福祉センター運営協議会

保健、医療、福祉、環境に係る施策を地域住民の意向に沿って推進するために、当センターの運営に関する事項を審議する「運営協議会」を設置しています。

表1 福井健康福祉センター運営協議会開催状況 (平成30年度)

開催日	平成31年2月28日(木)
場所	当センター 3階 大会議室
議題	平成30年度主要事業について
主な発言	<ul style="list-style-type: none"> ・「こあら広場」を永平寺町で実施する場合は、広報等に協力する。 ・歯科健診受診後の受療結果報告の提出率の改善が必要である。 ・小学校に対してフッ化物洗口の普及に努めていくべきである。

表2 福井健康福祉センター運営協議会委員名簿 (平成31年4月1日現在)

区分	氏名	役職名
医療関係団体	安川 繁博	福井市医師会会長
〃	岡田 正二郎	福井市歯科医師会会長
社会福祉関係団体	多田 博幸	永平寺町社会福祉協議会会長
〃	砂村 洋子	永平寺町民生委員児童委員協議会会長
学校関係	牧野 清恵	福井市養護教諭部長
事業場	北野 憲太郎	福井食品衛生協会会長
一般住民	野川 恵美子	永平寺町食生活改善推進員会会長
〃	堀江 俊子	永平寺町女性連絡協議会代表
市 町	山田 幾雄	福井市福祉保健部長
〃	河合 永充	永平寺町長

(任期:平成31年4月1日～令和3年3月31日)

6 主な定期業務

(平成31年4月1日現在)

項目		日程	受付時間	備考
身体・知的障がい者(児)相談		月曜日～金曜日	8:30～17:15	福井市の方は、「福井市福祉事務所」にご相談ください
母子(父子)家庭・寡婦相談				
女性相談				
家庭児童相談				
栄養成分表示相談		月曜日～金曜日	9:00～17:00	予約制
エイズ・肝炎相談		月曜日～金曜日	8:30～17:15	
エイズ検査	通常検査	毎月第1月曜日	14:00～16:00	
肝炎検査	通常検査	毎月第1月曜日	14:00～16:00	
精神保健 相談	精神科医師による	月2回程度 日程をお問い合わせください		予約制
	保健師による	月曜日～金曜日	8:30～17:15	できれば 事前に連絡